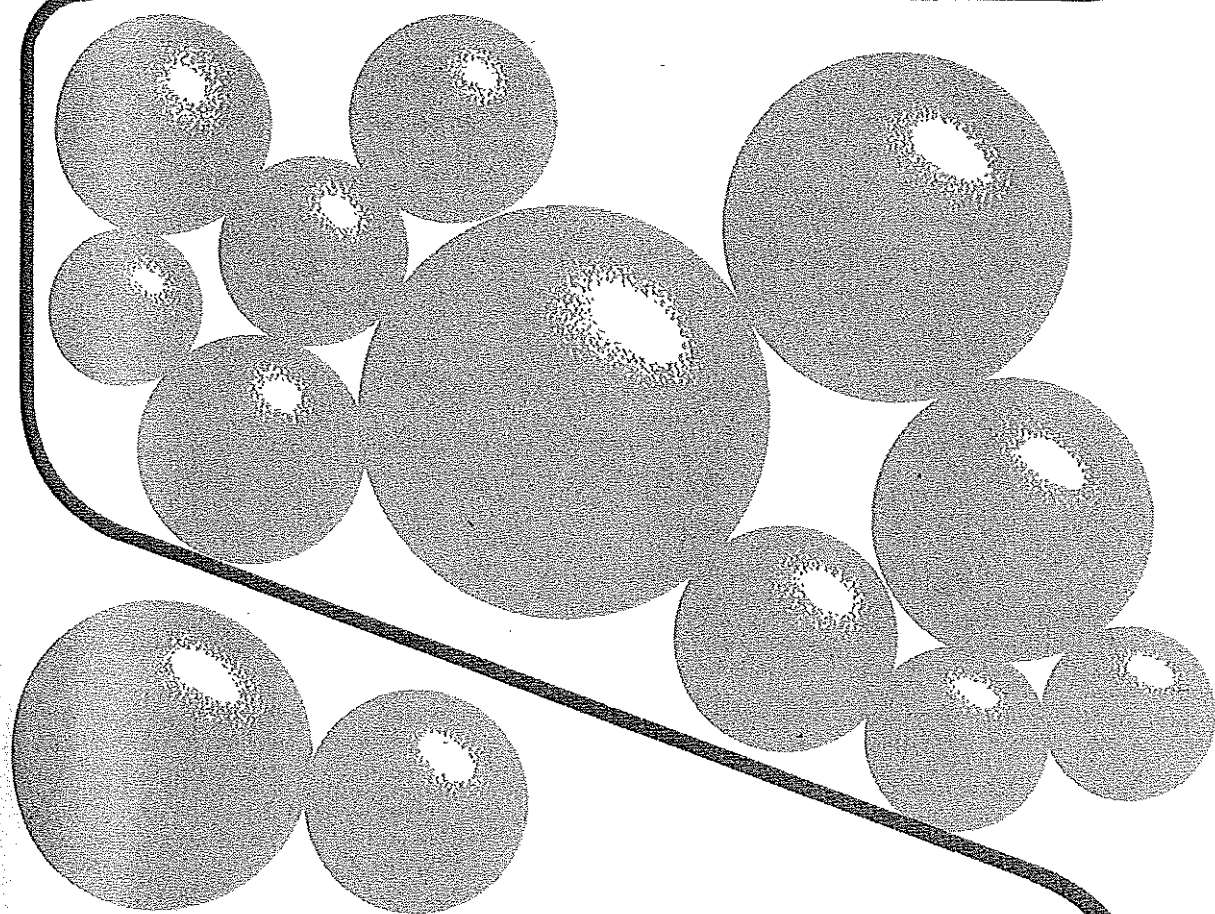


北海道行政書士会報



'73/3

第68号

道補助金交付に決定
監察部設置に踏切る
報酬額改訂作業始まる



巻 頭 言

キャンペーン活動

副 会 長 星 享 克

仕事の一つに「交通事故の処理」がある。収益も上がり業務している会員は、時節柄大変多忙である。私の車歴は永く、しかもスピード感充分で、無事故なのが自慢と言えば自慢である。事故を起こすマイカー族は、どこか欠けているものがあるらしい。

車で本州旅行をした時、思いついた事は、車を会員が運転して、行政書士業務をPRすることだった。遠隔地の会員がどのように出先官庁と連繫しているのか、特殊法人会員への認識、更には会員同士の結びETC. 実施によって生まれる効果は、目に見えている。この会報を通じて会員同士、或は本会との結び付きも可能だが、最も有効なのはマンツーマン方式と考えている。

この広報車は、一般から作詞・作曲を公募した「北海道行政書士会の歌」を奏でつつ、道内をかけまわりますが、会のバッヂと共に会の歌を作るのも、会員にとって一つの喜びになる。夢ではなくて、実現したいのは、道内へ徹底したキャンペーンをすることである。ショボくないで、胸をはって行政書士業を、対外的に宣伝拡大の時機と、しみじみ想っている。

—第68号 も く じ—

巻 頭 言

道の補助金 300 万円に決定!!	1
日行連理事会に出席して 渡辺 慶吉	1
本会のうごき	1
富良野市も協力に動く	3
行政ふらの	3
職域確立の裏付けに	
監察部を新設に踏切る	3
生活権をかけて	
報酬額改訂作業始まる	4
自動車登録業務について	
4 者会談の状況報告	4
綱紀保持について	5
北海道行政書士会綱紀委員会規則	5
風俗衛生研修会	
2/25 札幌支部主催で開く	6

室蘭支部の動き	6
体質改善を期して	
青年行政書士会（仮称）案まかり通る	7
志を立てよう	7
業務資料	8
—法令用語の知識(4)—	9
—希望業務アンケート—	9
支部総会見たまま聞いたまま	10
“どっこい明治は生きている。”	10
〈漢字テスト〉	10
会員のうごき	11
支部の皆さんへ中間報告	12
支部めぐり—その2— 室蘭支部	
漢字テスト解答	
◇編集後記◇	

道の補助金300万円に決定!!

執行部の施策、責務重大

本会は、会員900名で構成され、北海道発展のために、行政推進の役割りを努めているが、本会運営の収入財源は、殆んどが会費でまかなわれている。之を歳出面から検討すると、内部的には登録業務費、研修指導費、専門委員活動費、外部的には職域確立及び広報の活動費が、当面する問題として、早急に実施方が要求されている。

正副会長は、この事業費の財源獲得のため、47年4月から機会あるごとに、道の担当課や上層部に対し、公法人として責務を達成し、会の組織、運営強化に、主務官

庁としての道の財政措置を陳情していた。会長の熱意と会の業務の緊要性が認められ、48年2月10日知事査定で、単年度特別補助金300万円の交付が決定した。

本会としては、通常経費に上積みして、当面する諸問題を解決するべく、有効適切な活用を立案中である。

この補助金獲得は、直接折衝した会長の喜びも一入だが、行政書士の社会的認識が得られたものでもあり、会員としても資質向上を期して、今後、業務に切磋琢磨することが切望されている。

日行連理事会に出席して

日行連理事 渡 辺 慶 吉

1. 日 時 昭和48年2月25日午後1時
2. 場 所 東京都中央区銀座3丁目らん月3階
3. 出席者 鈴木会長、大津、佐藤、青木、三副長、庄司、宮沢、小田、山本、原、井上、植村、井上の7部長渡辺、伊藤、清水、岩崎、佐々木、柳原、森原、長谷川、高野の9理事。それに特に出席を要請されて、藤山相談役、佐野相談役、浅井相談役、網島地方本部長。
1. 協議案は次のとおり。
イ. 日本行政書士会連合会報酬規則の改正について。
小田企画部長が資料説明のあと自治省が内諾した報酬額の標準40パーセントアップを提案、理事会が承認。
ロ. 本会顧問の委嘱について。
福島県選出、山下春枝先生外3名を顧問に委嘱することに決定。
ハ. 本年度開催の定時総会は次のとおり。

- (1)日時 昭和48年6月26日午前10時～5時。
- (2)場所 静岡県熱海市つるやホテル
- (3)単位会長、代議員の旅費等は各単体会員負担とする。
- (4)単位会長でない本会役員及び職員の旅費等は本会の旅費規定により支給とする。
2. 行政書士法及び規則並びに日本行政書士会連合会会則改正等の意見について。
(イ)北海道会建議の規則第9条4改正については、改正するよう努力する。
(ロ)会則一部変更案について
①理事数現行20名を40にする。
②法規委員会を廃し、法規部を設ける。
③会費現行の1人100円を、1人150円にする。
ホ. 自動車事故対策センター法案は、規則等に対し、行政書士法違反とならないよう充分注意する。

本 会 の う ご き

月 日	時 刻	主 な 会 議	場 所	月 日	時 刻	主 な 会 議	場 所
1. 11	13:00	部長会議	事務局	6	15:00	会報編集委員会	〃
	11	15:00	登録資格審査委員会	14	13:00	綱紀委員会	〃
	13	10:00	風俗衛生専門委員会	17	13:00	常任理事会	経済センター
	20	13:00	常任理事会	18	10:00	業務研修部会	第一ホテル
	29	16:00	綱紀委員会	18	13:00	交通専門委員会	〃
2. 3	13:00	支部長会議	自治会報	26	13:00	会報編集委員会	事務局
	5	13:00	企画部会	27	16:00	報酬額改訂委員会	〃
	5	15:00	報酬額改訂委員会				

- 3 -

生活権をかけて

報酬額改訂作業始まる

第1回報酬額改訂委員会が、2月5日15時から本会事務局に（藤山会長、星副会長、成田企画部長、それに葛西、本村、山根、岸尾、平沢）の全委員が出席して、報酬額のあるべき姿について討議した。

行政書士を専業とすることは困難視されているが、官公署へ提出する文書は、日をおって増えている。換言すれば、行政書士の業務範囲とその内容は複雑になり、書士への需要は上がっているわけである。

ところが報酬額は、豆腐1丁が60円にハネ上がり、公共料金だってその値上げは、時間の問題なのに、文書1通200円から600円、技術を必要とする縮尺図でも、750円に抑えられている現状である。

これは代書という旧時代の用語が、世間から拭い去られていないことにも一因があるが、現代の行政書士は、1通の文書を書きこなすには、関連法律に対しては、届出

官公署の担当官と対等に話を進めることが出来る所謂奥深く勉強していることが要求される、専門職に転進しているわけである。

書士の平均年令およそ50才とその収入は、この年代のサラリーマンや、他の業種に比べて余りに低過ぎており、このままでは生活権にも影響するので、委員会としては、抜本的改訂を目指して、単なる物価高騰によるものでなく、科学的根拠によって、（月收入＋事務所経費＋物価指数を勘案して）算出することにしたが、2月27日の第2回会合には、日行連理事会から帰札した、藤山会長（相談役として出席）談で、日行連が報酬基準額規則について、40%アップの標準額を自主的に決め、自治省も内諾したことが判った。第2回委員会では、日行連の動きをふまえて、行政書士のある年齢を基準として、その月收入、先のアンケートを集約した事務所経費、1日の稼働時間等により、科学的数字を算出した。この数字は委員会が報告書を会長へ提出し、5月の総会に諮られることになる。

日行連発第1839号
昭和48年1月29日

各都道府県行政書士会長 殿

日本行政書士会連合会
会長 鈴木金蔵
運輸交通対策特別委員会
委員長 青木奈良吉

自動車登録業務について4者会談の状況報告

自動車登録業務について日本自動車販売協会（略称自販連）と日本行政書士会連合会（略称日行連）及び自動車販売協会宮崎支部（略称宮崎支部）と宮崎県行政書士会（略称宮崎会）の4者会談の状況は次のとおりです。

記

1. 日 時 昭和47年11月21日 午前9時10分開会
〃 11時50分閉会
2. 場 所 宮崎市民会館会議室において
3. 出席者 自 販 連 竹内 法務部長
日 行 連 青木 副会長
宮 崎 支 部 土橋 専務理事
宮 崎 会 若 久 会長
日行連九州地方本部 井上 本部長
〃 高野 副本部長
宮 崎 会 南村 副会長
〃 江藤 事務局長
〃 木村 前副会長

4. 会談の次第

- (1)会談の挨拶 司会 井上本部長

- (2)4者の挨拶 （内容はテープレコーダーによる）
- (3)自由討議 （ 〃 ）
- (4)結 果 （次 の と お り）

結 果（決定事項）

1. 自動車登録センター設置については総括的登録業務の能率化、機械化、正常化のため、その必要性を重視し関係者は強調円満裡にこれが実現を図ること。
2. 前項の実現については日行連並びに自販連共同構想によるモデル案を策定としてその地域の实情に即した方式を採用すること。
3. センター運営については単位行政書士会並びに自販連各支部関係者において「運営委員会」を設置し、業務要員の配置及び処遇関係等円滑にこれが具体化を図ること。
4. 第1項の主旨の徹底とこれが促進を図るため自販連は連名の文書を以て各都道府県自販連支部、同行政書士会に対し、「自動車登録センター設置準備委員会」組織等必要な事項を連絡すること。
5. 前項の文書作成については自販連と日行連とが早急に打合せをなし、且つ文書の発行を実施すること。（本項の文書作成は来る12月10日竹内法務部長と大阪に於て行う）
6. 自動車登録業務の円滑な運営に寄与するため自販連内に組織されている「法規規制委員会専門委員会」の構成員に日行連の役員を加えることを考慮する。
7. 前5項の実施の時期は大体明年1月末日の意向である。

綱紀保持について

小 城 委 員 長

会則第39条2項に「綱紀委員会は、職務執行にあたって必要な内規を定め、会員が云々…」と規定されておりますので、当綱紀委員会としては去る1月29日全委員の参集を求めて綱紀委員会規則を策定いたしました。

綱紀委員会のあり方等についても格別の御理解を頂き度いと存じます。

本会では行政書士の品位の向上と職域の保全に向って画期的な意欲をもやし、執行部においても専門部門を設けて、その実の昂揚に精魂を傾けて推進中であります。しかしながら他を糺す前にまず自らを糺すことが良識あるものの摂理かと思われます。

行政書士として遵守すべき事柄は法、規則、会則等に

規定されております。会員各位には今一度、本会への御協力を喚起していただき、下記事項を御勘考頂いて過ちなきよう御配慮願います。

記

- 行政書士法第6条の4
〃 〃 第9条
〃 〃 第10条の2
〃 〃 第11条
〃 〃 第12条
行政書士施行規則第11条（総理府令）
〃 〃 第12条
〃 （自治省令）第1条～8条
本会々則 第70条
〃 〃 第71条
〃 〃 第74条

北海道行政書士会綱紀委員会規則

第1条 この規則は、北海道行政書士会会則第39条第2項の規定によりこれを定める。

②綱紀委員会の組織及び運営に関する事項については、この規則の定めるところによる。

第2条 綱紀委員会（以下委員会という）は本会の会則、綱紀委員会の職務、職責を確実に実施することを目的（以下目的という）とし、会員の綱紀保持と共に適正円滑な業務の遂行をなさしめることを目的とする。

第3条 委員会は、その業務の遂行上必要のあるときは本会及び支部に連絡し、その協力を求めることができる。

第4条 委員会は、その責務の遂行上必要のあるときは、会員にその協力を求めることができる。

第5条 委員会の細則を必要とするときは、別に規程をもってこれを定める。ただし、委員会の内規をもってこれを定めることができる。

第6条 委員長は委員会を代表し委員会を掌理する。

②委員長は、重要事案のある場合は委員会を招集することができる。

③委員長は、委員会の開催にあたって、その会の議長となる。

第7条 委員会は第2条に定める目的を達成するため、つぎの職務を行なう。

②会員が行政書士又は行政書士法施行規則又は綱紀委員会規則に違反のあるときはこれを調査する。

③行政書士の職務の執行に関し、その品位を失墮する非行がある場合これを調査する。

④会長から調査の依頼があった場合これを調査する。

⑤会員の使用人に行政書士の品位を傷つける疑いのある行為、言動のあった場合、これを調査する。

⑥会員相互において紛議のあるときは会員の申し出によってこれを調停する。

⑦会員に対し、行政書士法、本会会則、規則に基づいて総体的な監察をおこない、違反事項と史料した結果を会長に報告する。

第8条 委員会は、委員の過半数が会員についての第7条の調査が相当であると認めた場合は、書面をもって会長にその事由の説明を添え、これを報告しなければならない。

第9条 委員会は、調査の必要のあるときは、会員職員、会員の使用人に対し、質問、または関係書類の提出を求めることができる。

②委員会は、調査のため必要のあるときは、本会の事務局、支部及び部会に備えられた届書、その他の書類を査閲することができる。

第10条 調査はすべてこれを秘密にする。ただし、その内容を公開する必要がある場合は、事案の本人及び関係人の名を秘してしなければならない。

附 則 昭和48年1月1日より施行する。

風俗衛生研修会

2/25 札幌支部主催で開く

札幌支部主催の風俗衛生研修会が、2月17日午後1時から、札幌アカシヤホテルで開催された。この風俗衛生業務は、本会が48年度にかかげる最重要目標であって、その為にも、会員自身に実力をつけることが狙いである。講師は風俗業務が、札幌南警察署防犯係の大沢秀男先生、食品、環境衛生業務が、札幌中央保健所衛生課長の小竹文雄先生で、受講会員70余名は、講義のあと熱心に問答をした。講義の要点は、風俗では法1条による業種の区分、平面図をはじめ、営業所中心直径200m内の学校、病院等の明示方法等、衛生では、運輸・診療所を除き、旅館をはじめ興行場、食品製造販売、美容院等々10種目にわたる盛り沢山の研修だった。特に平面図、中でも設備器具配置図の詳細・明確な記入が指導されたが札幌支部作成の「業務資料」が内容的に充実していたので、講師、受講者ともに記入の手間が省けて、講義としては割合気楽にきかれ、むしろ2時間の講義時間が少ないとの声も一部にはあった。

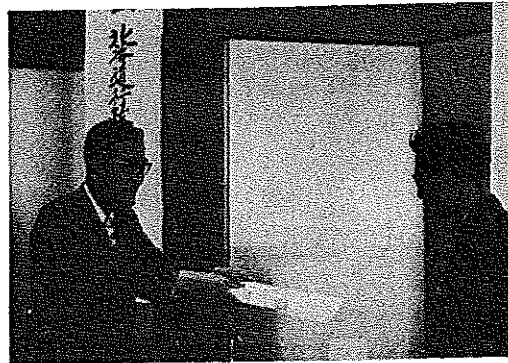


(研修会講師)



(受講風景)

環境衛生業務は、生活と密着しており、増えても需要は減らないものなので、各支部においてもこの種の研修会が、活発に開催されることが望まれている。



(風衛資料編集で表彰された一委員)

室蘭支部の動き

下国室蘭支部長は平沢会報編集委員を同行し、2月21日室蘭市と室蘭市農業委員会を訪問、昨年暮、本会から関係官庁団体あて、「ニセ行政書士排除に関する協力依頼」の公文書について、その後の相手方の考え方を打診した。長谷川室蘭市長は上京中で、松原庶務課長と面談した。同課長は上記公文書については明確にとらえていたので、支部長は「会員名入りゴム印」署名により、官庁窓口におけるチェック方法を強調し、課長の協力を再確認した。

市農業委員会については、上記文書の趣旨が徹底していない向きもどうかわれ、支部長は、「報酬の授受に拘らず、不特定多数の…」の件で、無資格者の代行の違法性を強調、行政書士への再認識と今後の強力なる協調を要望した。支部長は、この件については、機会あるごとに関係筋へ働きかけ、その積み重ねによって、職域確立を樹立する方針である。

体質改善を期して

青年行政書士会(仮称)案まかり通る

札幌支部定時総会で

2月15日の札幌支部定時総会で、48年度事業計画案の一つに、「青年行政書士会」設立の件が提案され、野崎支部長(説明者)と会員との間に、活発な問答がかわされた。

野崎—私は、行政書士という職業を、第1次就職の場とすることが、念願である。最近、札幌支部会員に若い人が入会しており、この人達の為にも、行政書士を終世の仕事とする必要がある。このためヤングパワーを結成し、この人たちと年輩者が結合することで、支部の向上が期待されよう。まず札幌に作り、ゆくゆくは全道に普及したい。

A会員—本会が現存するのに、青年会を作るのは屋上屋を重ねることになり、賛成しかねる!

野崎—青年行政書士会は任意会なので、屋上屋を…ということにはならない。会があれば、当然経費がかかるわけで、多少の助成金は支出したい。

B会員—どの費目から支出するのか?

野崎—役員会費から流用したい。

A会員—そこまで力を入れるほど、青年行政書士会を作る必要があるだろうか。私には判らない。藤山会長の

考えはどうか?

野崎—会を作ることで、会長とも談合した。発生源としては、現在の若い書士は、仕事に満足しているだろうか?むしろ危機感をもっているのではないか。社会上、経済上の位置づけは、これでいいのだろうか?この総会の参集をみても $\frac{70}{280}$ 名を、支部員としてあなた方はどう考えますか、私は支部長として、敢えておたずねしたい。この為にも、ヤングパワーの先取りしこうが大切である。年齢は40歳までとしたい。

C会員—本会との関連性が不詳である。一応賛成だが、会の外部に在るのは心配である。

野崎—青年行政書士会とすると、本会に従属するので、この形はとりたくない。要は、団体ではなく、研鑽を狙いとするヤングパワーの集まりを作るために、私たちがそのきっかけを与えるものである。走る方向は自由である。

会 長—野崎支部長の個人的見解は、きいている。名称は、あとの問題で、会が社会的に大きく伸びようとする今、年齢的にべだりのある者同志が和合してこそ、会は発展しよう。今こそ、脱皮するチャンスと思うし、その意味でも、各部門の発展は会の伸展に結びつくものと考えている。

結局 青年行政書士会は、挙手多数で可決されたが、ものの考え方と価値観のべだりだが、ヤングとオールドとの間で、浮き彫りにされた。野崎支部長を中心とする、支部幹部のリード振りが期待される。

志を立てよう

志を立てよう。本気になって、真剣に志を立てよう。生命をかけるほどの思いで志を立てよう。志を立てれば、事はもはや半ばは達せられたといつてよい。

志を立てるのに、老いも若きもない。そして志あるところ、老いも若きも道は必ずひらけるのである。

今までのさまざまな道程において、いくたびか志を立て、いくたびか道を見失い、また挫折したこともあったであろう。しかし道がない、道がひらけぬというのは、その志になお弱きものがあつたからではなからうか。つまり、何か事をなしたいというその思いに、いま一つ欠けるところがあつたからではなからうか。

(PHP道をひらくより)



説明に懸命の野崎支部長

業 務 資 料

建設労務者に対する源泉徴収所得税の 取扱いについて

建設業者の委託で建設労務者に係る賃金精算作業の過程において源泉徴収所得税算出にあたってこの取扱について疑義を生じている方がおりますが、従来の国税庁長官の通達のとおり当分の間（期間について制限なし）取扱って差支えないことになっております。

全国建設業協会よりの照会及びこれに対する国税庁長官の回答を下記のように掲載しましたので取扱にあたって慎重に行ってください。

業研部労務専門委員長

高 田 敏 一

●新法の取扱いについて全建の照会

建設労務者に支払う給与に対する源泉徴収
所得税の取扱いに関する要望について

昭41. 12. 12全建勤発第84号

全建会長より国税庁長官照会

建設労務者の源泉徴収所得税問題については、種々御高配を賜わり感謝申し上げます。

標記のことについては、昭和41年1月19日直審（源）4による御回答の趣旨により、昭和42年1月以降の源泉徴収措置を準備中でありますが、なお、建設業の雇用及び就労の実態から、なかには甲欄の適用が却って実情に副わず、かつ、技術的に多くの困難な問題を伴うものが生じておりますので、建設労務者の給与の源泉徴収の取扱いについては、下記を基準として具体的に判定の上、甲欄または丙欄適用者を把握し、これにより、源泉徴収の徹底を図ることといたしたいので、格別の御配慮を煩わしくお伺いいたします。

記

1. 甲欄を適用する者

専ら建設業に雇用されその収入によって年間の生計を維持する者とし、具体的判定は次の各号のいずれかによる。

(1) 同一事業主に継続して雇用されることを常態とする次に掲げる者。

イ 基幹要員

職長、工長、班長、世話役、組頭、帳付等その名称の如何にかかわらず、作業のための段取りをし、労務者を直接指揮監督する者。

ロ 基幹要員に準ずる者

(イ) 技術員、事務員、タイピスト、炊事婦、警備員等で作業所において雇用される者。

(ロ) 乗用者、トラックおよび特殊自動車又は建設機械等の運転、操作ならびにその点検調整の業務に従事する者。

(ハ) 主として、職別工事業者に専属する技能労務者。

(2) 同一事業主に雇用される期間が継続して8ヵ月を超えて予定される者

(3) 同一事業主に継続して1ヵ年を超えて雇用された者。

2. 丙欄を適用する者

前項号に該当する以外の者

●新法の取扱いについて全建の照会 に対する回答

建設労務者に支払う給与に対する源泉徴収
所得税の取扱いに関する要望について

昭41.12.27直審源53号直法5-32

国税庁長官より全建会長回答

標記のことについては、当分の間、御要望のとおり取扱ってさしつかえありません。

参考……昭41. 1. 19直審（源）4とは取扱期限を41年12月31日迄とするという通達です。

資料提供 北海道建設業協会事務局

法令用語の知識(4)

施行すると適用する

1 施行する
法令の規定の効力を一般的に発動させることをいう。

2 適用する
法令の規定を個別の対象に対して働かせることをいう。

場合によっては、施行期日を明らかにしただけでは、具体的にどの対象からその法令を働かせ、これを規律してよいか明らかでないことがある。このような場合には、法令に、具体的に、どの対象からその規定を働かせるかを明らかにする必要がある。このような場合に、施行と区別されて適用ということばを用いる。

例 この法律は、昭和39年4月1日から施行

し、同日以後に終了する事業年度分の法人から適用する。

3 遡反適用

(ア) 法令が施行期日前に生じた事項に対し適用されることをいう。

(イ) 遡反適用は、法令があとから規制を加えて、その安定性を害し、人の利益を不測に侵害するおそれがあるので、みだりに用いるべき方法ではない。

(ウ) 刑法法規の遡反適用は認められない。(憲法39条「何人も実行の時に適法であった行為については、刑事上の責任を問われない」)

「希望業務のアンケート」

行政書士業では業とならないと言う風評を耳にすることがたまたまあるが生きてゆくため、生活を守るために各業務の研究、努力によって自ら自活の道が開けるといえるものである。各支部において各業務の研修、講習会を活発に実施することを切望するものである。(回答率が予想以上に低い、会員の尚一層の協力方をお願い致します。

(数字は人数)47.11月現在

支 部	運 輸			交 通			建設土木			農 地			風俗衛生			労 務			民 事			回 答 率
	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	
札幌	18	7	7	26	35	16	5	31	24	26	15	22	4	12	14	35	18	26	20	14	21	138/284 48.4%
函 館	2	1	0	5	3	7	4	4	6	9	11	1	2	2	3	6	6	6	5	6	3	34/73 46.5%
小 樽	1	1	2	6	3	4	2	5	5	3	1	2	1	4	3	8	3	3	2	6	3	23/47 49%
空 知	0	1	0	9	2	6	5	9	4	17	4	2	1	4	3	1	7	5	1	5	9	34/64 53.1%
旭 川	3	2	1	8	6	9	1	6	2	15	10	3	1	0	7	7	6	6	6	8	8	41/101 40.5%
留 萌	1	1	0	5	0	1	0	0	1	1	3	0	0	1	2	0	2	1	1	1	2	8/14 57.1%
宗 谷	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	2/8 25%
網 走	2	2	2	10	7	9	4	14	5	15	10	2	1	1	8	6	1	4	5	9	8	45/84 53.5%
室 蘭	2	3	2	6	7	1	4	3	4	3	5	1	2	4	4	7	3	4	4	3	8	28/58 48.2%
日 高	0	0	0	2	3	1	1	1	0	2	1	2	0	1	1	1	2	2	3	1	3	9/14 64.2%
十 勝	4	1	0	9	9	6	9	12	6	10	8	4	0	1	10	9	6	3	2	7	9	44/75 58.6%
釧 路	3	0	2	4	3	2	4	3	0	1	4	1	0	2	5	5	4	2	2	2	3	19/55 34.5%
根 室	0	0	0	2	1	1	0	1	3	2	1	0	0	0	1	1	1	1	0	1	0	5/11 45.4%
計	71人			235人			188人			218人			106人			208人			193人			430/888 48.4%
	16.5%			54.6%			43.7%			50.6%			24.6%			48.3%			44.8人			

支部総会見たまま聞いたまま

(新人) 札幌支部 平 沢 清 一

初めて総会に出席して驚いた。出席者70名は、札幌支部会員が280名だから、僅か30%である。規定による総会の議決もさることながら、欠席者210名は、年間の大切な事業計画案を、極めて小数の支部役員とか、30%の出席者の意思に任せ放しで、悔いはないのだろうか。代議員制の本会総会と違い、支部総会は支部会員による議決機関だから、ここで大いに発言して、会の運営に参画することが、組織人の務めと考える。支部長や、一と握りの役員が組織の運営を牛耳るのは、旧時代の遺産である。青年書士会設置では大いに議論が湧いたが、事の是非は兎も角、相当年輩の書士が、堂々と反対を表明された。「まず出席して発言する」ことを、身をもって実践された訳で、これが総会の真の姿と感じた。(私は、月給取りを30年勤め、定年で退職したが、青年書士会設置には賛成である。理由は、NOWなヤングの感覚だけは、年輩の私には無いので)

あの剛毅な野崎支部長が、心から感謝している風俗資料は、最近のヒットだそうで、藤山会長も、全国単位会の研修会で、かかる部厚な資料を使ったことは、絶対になかった、と絶讃したが、私の商売範囲は、風俗衛生に主力があるせいか、無償且つ内容が実務的なので、大変助かった。個人で集めたら、経費と労力は物凄く、到底実現不可能だろう。生業である以上、収益を増すことは必須条件で、僅かの会費を納入していれば、このように支部からハネ返ってくるので、支部のためにベストをつくしたい。札幌支部に魅力を感じてきた。

来賓挨拶の藤山会長だが、道の補助金300万円決定の朗報を話したあと、全国289会のうち19番目の本会が、300万獲得は、全国の単位会から運営が注目されるので、「私について来てほしい」と明言したが、自席に戻るや涙を拭ってる姿が印象的だった。



“どっこい 明治は生きている、 大先輩 灰原行政書士健在

2月21日夕方、室蘭下国支部長のご案内で、大先輩灰原泰廣先生を訪問。事務所は室蘭市役所本庁舎の真向い。小さな事務所に、短身の灰原さんが依頼文書を作成中だが、喜んで会って下さる。明治33年生まれだから、73才のはず、しかし髪は房々として真黒、若い下国支部長とは好対照である。現在の業務など思いつくままに語っていただく。

「頭の毛のこと言われると、ヘンな気になりますよ、下国さんみたいになりたい、ほんとに。市役所の向いに居ますが、戸籍の文書は月に10回位です。市もヒナ型を用意してサービスしてますんで。昭和10年に開業以来、風俗、食品衛生が主力でして、90%が飲み屋で、東室蘭の方からも依頼されます。食品衛生協会よりも、私の方が歴史が古いんで、私個人としてはまあ影響がありません。但し、協会が出来たのでその分減る勘定にはなりますね。若い行政書士は、どうして看板を上げないのかな。座ってちゃ駄目ですよ。歩けば仕事はあります。交通事故は、いい収益になります。下国さん、支部の皆さんにすすめては如何。糖尿病はまあまあでして、昔は無病息災と云いましたが、今は一病息災ですね、鉄砲打ちで、複雑な行政書士業務の疲れを、吹き飛ばして健康のもととしています。在札の会長さんや皆さんによしくお伝え下さい」

大変お元気で、仕事への情熱もはげしく、お話しが、老人にあり勝の昔のことに戻らないのが、嬉しかった。

〈漢字テスト〉

いくつ読めましたか？もし、あなたの読めた字が、
65以上だったら＝校正係になれる
55～65＝国語審議会委員パス
45～55＝材木屋の主人オーケー
35～45＝大工さんクラスか
25～35＝小学校代用教員の資格
15～25＝材木置場の監視人程度
5～15＝炭屋さんならまあまあ
5つ以下だったら＝木の棺桶にも入れないでしょう。

①森 ②杏 ③李 ④栗 ⑤柴 ⑥桑 ⑦梨 ⑧檉
⑨杉 ⑩杭 ⑪松 ⑫林 ⑬梓 ⑭枳 ⑮柿 ⑯柃
⑰柏 ⑱柚 ⑲柳 ⑳梅 ㉑枳 ㉒桜 ㉓桂 ㉔桃
㉕桐 ㉖梅 ㉗槐 ㉘梓 ㉙梢 ㉚椰 ㉛梯 ㉜桶
㉝佛 ㉞棺 ㉟椎 ㊱門 ㊲唱 ㊳堵 ㊴椿 ㊵勘
㊶楠 ㊷楓 ㊸檜 ㊹檜 ㊺楊 ㊻樺 ㊼桐 ㊽槐
㊾樟 ㊿榿 ㊽榿 ㊾榿 ㊿榿 ㊽榿 ㊾榿 ㊿榿
㊽榿 ㊾榿 ㊿榿 ㊽榿 ㊾榿 ㊿榿 ㊽榿 ㊾榿 ㊿榿
(答は12頁に)

会員のうごき

昭和48年2月28日現在

月 日	事由	支部	会員番号	氏 名	住 所	電 話
12. 13	入会	旭川	1,441	渡 辺 浩 一	旭川市大町2条6丁目	0166-51-0953
22	"	空知	1,442	加 藤 哲 夫	歌志内市宇歌神1015番地	012542-2549
25	"	釧路	1,443	小 林 武 雄	釧路市緑ヶ岡26-40	0154-41-7119
1. 5	"	小樽	1,444	森 剛	余市郡仁木町大字仁木村177	013532-2338
"	"	十勝	1,445	山 内 昭 二	中川郡本別町大字本別村 字本別基線	01562-2-2207
"	"	網走	1,446	加 藤 敦	北見市山下町3丁目1番13号	01572-4-7914
"	"	"	1,447	武 田 俊 明	北見市田端町72番地の48	01572-3-4289
"	"	"	1,448	秋 吉 一 夫	紋別市幸町4丁目 民友サービス	01582-3-3511
"	"	日高	1,449	廣 澤 信 明	浦河郡浦河町堺町109の10	01462-2-3343
8	"	室蘭	1,450	斎 藤 清	室蘭市神代町69番地の5	
"	"	札幌	1,451	工 藤 裕	札幌市白石区栄通6丁目63番地	011-851-6014
11	"	網走	1,452	吉 川 俊 宏	紋別市幸町2丁目107番地	01582-3-2416
12	"	札幌	1,453	西 尾 隆	札幌市中央区南4条西12丁目	011-551-3922
"	"	網走	1,454	阪 田 茂 登	北見市本町2丁目2番1号	01572-3-2852
13	"	函館	1,455	鎌 田 節 子	函館市千歳町27の15	0138-22-0615
17	"	札幌	1,456	山 森 鉄 夫	札幌市北区北27条西13丁目 856の12	011-731-5095
19	"	"	1,457	児 玉 清	札幌市東区北33条東12丁目	011-752-3857
22	"	旭川	1,458	川 股 英 慈	旭川市東旭川町千代田150番地の101	0166-32-2785
23	"	札幌	1,459	佐々木 兄 一	札幌市白石区本郷通12丁目北24	011-871-0428
"	"	"	1,460	堅 田 久	札幌市豊平区月寒中央通7丁目 537の3	011-852-1272
2. 5	"	網走	1,461	岩 垣 トキ子	網走市新町2丁目6番12号	01524-3-4454
"	"	留萌	1,462	脇 潤 稔	天塩郡遠別町字本町4丁目16	016327-26
14	"	宗谷	1,463	本 間 武	稚内市潮見1丁目4番24号	01622-3-7993
16	"	十勝	1,464	堀 内 勝	帯広市愛国町基線41番地	01552-9-2109
17	"	網走	1,465	坂 村 三 郎	常呂郡佐呂間町字西富81	
21	"	札幌	1,466	浅 谷 貢 三	札幌市中央区南4条西14丁目 幸信商事株式会社	011-551-4111
22	"	釧路	1,467	長 池 吉 松	釧路市鳥取大通6丁目2の16 釧根自動車協会	0154-51-3251
12. 20	退会	室蘭	444	佐 藤 チ エ	虻田郡豊浦町字海岸町10	014283-52
1. 12	"	空知	266	米 沢 礼次郎	三笠市若松町1番地の12	01267-2372
16	"	札幌	1,425	佐 藤 玉 藏	札幌市白石区本通4丁目南67番地	011-871-1037
25	"	日高	985	伊 藤 克 三	沙流郡門別町字本町205	01456-2-5218
29	"	網走	1,287	白 坂 橘 郎	網走市南8条西2丁目	01524-3-2519

月 日	事由	支部	会員番号	氏 名	住 所	電 話
1. 29	退会	札幌	1,317	田 中 秀 雄	札幌市南区藤野262番地112	011-591-8102
" "	" "	" "	1,311	宮 澤 一 作	札幌市西区琴似町山の手6条6丁目	011-611-3408
25	" "	室蘭	953	山 本 徳次郎	苫小牧市本幸町1丁目1番1号	01442-2-9560
31	" "	札幌	757	久保田 文 雄	札幌市東区北18条東13丁目7	011-721-2969
12. 14	住所表示	釧路	1,164	下 田 芳 子	釧路市若竹町19番2号	0154-22-8686
" "	" "	" "	346	大 沢 清	釧路市白金町25番16号	0154-22-8681
" "	" "	" "	842	大 林 敬 一	釧路市若竹町17番12号	0154-22-0696
18	住所変更	網走	934	三 浦 武 雄	紋別市本町1丁目6番地	01582-3-3526
22	" "	旭川	1,125	川 股 忠 機	札幌市北区新琴似2条5丁目48	
28	" "	室蘭	1,335	大 石 晃 弘	苫小牧市糸井309の113	01442-3-1990
" "	" "	宗谷	1,347	栗 田 八十八	札幌市東区北30条東5丁目	
1. 8	" "	空知	1,382	大 栗 順 次	芦別市北1条東2丁目7番地	01242-2-3589
9	" "	留萌	898	太 田 実	札幌市西区手稲前田364番地121	
16	" "	空知	1,253	豊 島 昭二郎	美唄市東5条南6丁目 共練第3団地18-72	01266-3-4993
22	" "	札幌	145	鈴 木 登美蔵	札幌市豊平区美園10条7丁目18-1	011-823-1833
2. 7	" "	" "	1,268	小 川 正 男	札幌市中央区双子山町509番地	011-551-9410
14	" "	" "	1,420	滝 川 一 夫	札幌市東区中沼町34-26	011-791-3387
16	" "	" "	1,179	宍 戸 明 雄	札幌市北区新琴似11条4丁目1064	011-762-0468
22	" "	旭川	878	本 間 庄 吉	富良野市新光町2号 桑島孝方	
26	" "	札幌	1,010	竹 部 正 信	札幌市西区琴似町発寒817	
2. 6	郵便番号	" "	1,157	川 又 善 三	064(2月1日より)	

支部の皆さんへ 中間報告

～2/17常任理事会の議案から～

2月3日の支部長会で提出された要望事項を、2月17日常任理事会で審議されましたが、大変重要なことなので、この日では結論は出ず、支部運営の活発化については部長会で再検討することになりました。討議のあらましをお伝えします。

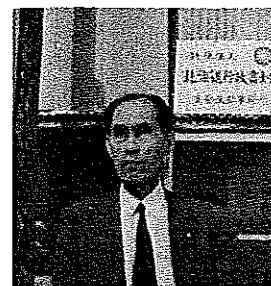
- ① 支部長を理事にして、会の運営に協力してもらう。支部長は理事となるものとし、支部長の改選に伴ない自動的に次の支部長が理事となる。総会構成員であった支部長が理事になり、議決権がなくなるので代

室蘭支部 山本 徳次郎 48. 1. 25 逝去
札幌支部 久保田 文 雄 48. 1. 31 逝去
謹しんで御冥福をお祈りいたします。

議員の数を増加することが望ましい。退任その他によりやめた場合は、公・私の別を明確にする。

- ② 支部の運営費ならびに支部区域の再編成については、北海道の地域性、支庁別に鑑み、本会執行部で調査、分析する。

- ③ ニセ行政書士及び行政書士法の違法行為団体を3月中にリストアップすることは難しい、会則変更によって監察部を設け新設の監察部の活躍に期待する。



(下 国 支 部 長)

支部めぐり—その2

室蘭支部の巻

合同事務所構想固まる

必要が産む協業

東室蘭駅から車で5分、かつての湿原は法務、郵政の官庁や、これらに申請書を出す土地家屋調査士、司法書士等の事務所が軒をつらねる中に、室蘭支部がある。タクシーの運転手が「あー、法律の先生ですね」と言う位だから、下国行政書士のP・Rは利いている。但し、支部の看板が見えないので、事務室に入るそうそう、これを掲げておくようお願いした。小さいものだから、場所とはならないはずである。

閑話休題、支部長の悩みは、旧態依然とした支部員の考え方である。個々の活動がにぶく、室蘭市内支部員15名中、専業は2名、残りは食えないという声が大半で、現実問題としての支部運営には、支部長よりむしろ底辺の安定こそ肝要なので、合同事務所設置構想を固めたものである。この記事が会員に配られる前後に、支部役員会に諮問されるが、下国支部長の案は次の通り。

一部官庁はまだ西部の旧室蘭にあるが、東室蘭へ徐々に移行の動きがあるし、将来性を見こして、現支部事務所の一角を合同事務所に提供し、処理件数1件について、然るべき負担金を借用者が支出する。営業科目は、風俗衛生、農地、労務、交通事故に一应俱全、メンバーは取敢えず3人程度を目標としているが、48年5月には開設を予定している。

下国支部長がこれを想いついたのは、去年の10月頃で、

支部会員が一番ほしいものは何か？意識の高揚もちろん大事だが、その為にも、まず行政書士としての収益を増す方法が、この合同事務所設置であった。これは支部長在任期間中に、「是非設置し軌道に乗せる」ことが、支部長としての願いであり務めという考えなので、去る1月の全道支部長会に発想を披露し、耳目をひいたが、本会としても初の事なので、正、副会長は大いに賛同して、設置が決定し事業開始の暁は、何等かの助成を考慮しているようだ。営業形態として、一匹狼、協業化と二大別されるが、必要が生んだにしろ、時流に押されたにしろ、この室蘭支部の動きは、大いに注目するものがある。

なお、苫小牧市にも支部会員がいるので、合同事務所開設は、苫小牧のことも支部長としては考慮しており、細長い室蘭市及び胆振支庁管内をもつ支部長としては、すべき事は色々あるようだ。

取材の帰路、タクシー運転手に尋ねたら、「鉄の景気が最近よくなってきたし、室蘭の景気は悪くないようで、苫小牧工業港といっても、苫小牧には小さな船が入り、室蘭には大型船舶が入るから、港としてはこっちがいいんじゃないでしょうか。」

これが事実なら、鉄、港にからまる行政書士業務は沢山ある訳で、やる気を出せば仕事はあろうし、合同事務所を設けても、前途に希望はもてる気がした。

漢字テスト解答

①もり ②あんず③③すも ④しおり ⑤しば ⑥くは ⑦なし ⑧きはだ ⑨すぎ ⑩くい ⑪まつ ⑫はやし ⑬わく ⑭からたち ⑮かき ⑯ひいらぎ ⑰かしわ ⑱ゆず ⑲やなぎ ⑳つが ㉑とち ㉒さくら ㉓かつら ㉔もも ㉕きり ㉖うめ ㉗くちなし ㉘あずさ ㉙こずえ ㉚なぎ ㉛はしご ㉜おけ ㉝しきみ ㉞ひつぎ ㉟しい ㊱くぬぎ ㊲こうぞ ㊳つばき ㊴さわら ㊵くすのき ㊶かえで ㊷にれ ㊸なら ㊹やなぎ ㊺えのき ㊻かば ㊼えんじゅ ㊽はんのき ㊾まき ㊿やり ㊿かや ㊿さかき ㊿よこ ㊿むくげ ㊿くすのき ㊿もみ ㊿たちばな ㊿とち ㊿だいたい ㊿かし ㊿ひのき ㊿くぬぎ ㊿やぐら ㊿はぜ ㊿けやき ㊿しゅろ

◇編集後記◇

〇下国会員から、会報に俳句欄を設けられないだろうか？文芸欄でもよい、というご希望がありました。ごもっともなことで、会報は皆さんのものですから、投稿大歓迎です。趣味欄を設けますから、俳句に限らず、いろいろの趣味について、投稿をお願いします。早速一句ご披露しましょう。

春の音 小川には、えむ 猫柳。

〇会報も、表紙、体型一変しましたが、狙ったものに比べてまだなので、もう一歩努力すべきと考えています。ご意見を待っています。